

議事要旨(3) 実務対応報告第18号の見直しについて

冒頭、小賀坂副委員長より、実務対応専門委員会における検討状況について概略の説明があり、続いて前田ディレクターより、説明資料[審議事項(3)-1]及び[審議事項(3)-2]並びに[審議事項(3)-3]に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 在外子会社が ASU 第 2014-02 号に基づきのれんの償却処理を選択した場合の適用初年度の期首における経過措置について、実務対応報告第 18 号の趣旨に鑑みると、連結財務諸表上ののれんの残存償却期間よりも在外子会社が選択したのれんの償却期間の方が短い場合には、この短い期間に見直すことを容認することが考えられる。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 実務対応報告第 18 号は、在外子会社の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合にはその財務諸表を連結決算手続上利用し、連結上の当期純損益に重要な影響を与える 5 項目は修正を加えるというアプローチを採用している。したがって、適用初年度の期首におけるのれんの経過措置について、合理的であると判断される場合に償却期間を見直すという取扱いは実務対応報告第 18 号のアプローチとは必ずしも整合的でなく、特段の事情がなく不合理でない限り在外子会社の償却期間を利用するという取扱いのほうが整合的と考えられる。

これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- 専門委員会では、親会社が連結財務諸表上の償却期間を選択できることに否定的な意見も聞かれた。一方で、実務対応報告第 18 号はもともと、一定の判断に基づき取扱いの選択を要求している部分があるので、そのバランスをどのように採るか、考えたい。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 在外子会社がのれんの償却処理を選択しても、適用初年度の期首にのれんが計上されている場合には、連結決算手続上修正する提案がなされているが、実務上の便宜を図る趣旨から、償却期間が 20 年を超えない場合には在外子会社の会計処理をそのまま受け入れることを容認することが考えられる。

これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- 在外子会社の会計処理をそのまま受け入れる場合、適用初年度の連結財務諸表上ののれんの期首簿価と在外子会社ののれんの期首簿価が異なるので、この差額をどのように処理するのかという新たな論点が生じる。
 - 実務上の実行可能性に配慮している実務対応報告第 18 号の趣旨との関係で、償却期間に関する経過措置の取扱いをどの程度詳細に記載すべきかについて、バランスも踏まえながら考えたい。
- ある委員より、次の意見があった。
- 適用初年度の期首におけるのれんの経過措置の取扱いを詳細に記載することは困難である点は理解している。また、のれんの償却期間を変更するという実務は通常、行われていなく、当該償却期間を見直す理由が合理的かどうかの判断は困難と考えられる。したがって、連結財務諸表上の残存償却期間を超えない場合には、在外子会社で選択適用した償却処理の償却期間に見直すことを許容する取扱いとしてはどうか。
- ある委員より、次の意見があった。
- 早期適用の取扱いとして、「改正実務対応報告公表後最初に終了する事業年度の期首又は四半期会計期間の期首から適用することができる。」と記載されているが、第 2 四半期などの連結会計年度の途中からの早期適用は認めず、連結会計年度の期首からのみ認める形がよいのではないか。

以 上